

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式－２（急） 土砂災害警戒区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域				自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	妙高-548.024
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	急傾斜地斜面内の区域			告示番号	新潟県告示第250号	箇所名	関田（３）
		土石等の（移動）高さが１ｍ以下の場合、土石等の移動による力が $\geq 100\text{kN/m}^2$ を超える区域		告示年月日	平成29年3月10日	所在地	上越市板倉区関田	
		土石等の堆積の高さが３ｍを超える区域						
		それ以外の区域						